

指名打者の取り扱いについて (5.11(a))、

連盟が主催する大会においては、指名打者ルールを使用することができる。(学童部・少年部は除く)

(1) 指名打者ルールは、次のとおりである。

- ① チームは、投手に代わって打つ打者（指名打者）を指名することができる。
- ② チームは必ずしも指名打者を指名しなくてもよいが、試合前に指名しなかったときは、その試合で指名打者を使うことができない。
- ③ 試合開始前に交換された打順表に記載された指名打者は、相手チームの先発投手に対して少なくとも1度は、打撃を完了しなければ交代できない。ただし、その先発投手が交代したときは、その必要はない。
- ④ 指名打者に代えて代打者を使ってもよい。その代打者は以後指名打者となる。退いた指名打者は、再び試合に出場できない。
- ⑤ 指名打者に代えて代走者を使ってもよい。その代走者は以後指名打者となる。指名打者が代走者となることはできない。ただし、臨時代走者になることはできる。
- ⑥ 指名打者は、打順表の中でその番が固定されており、多様な交代によって打順を変えることはできない。

《2023 年新規》

- ⑦ チームは、指名打者に投手を指名することができる。
- ⑧ 先発投手、指名打者として二刀流（両方）で試合に出場する場合は、別々の選手として扱う。
- ⑨ 監督は、打順表に10名の選手名を記載する。1つは先発投手として、もう1つは指名打者として。
- ⑩ 二刀流選手は先発投手として交代しても、引き続き指名打者として出場できる。
- ⑪ 二刀流選手は指名打者として交代しても、引き続き先発投手として出場できる。
- ⑫ 二刀流選手が両方同時に交代する場合には、他の二刀流選手との交代は認められない。二刀流選手の出場は、試合開始前だけに限られる。

(2) 指名打者の役割が消滅する場合は、次の通りである。

- ① 指名打者が守備位置についた場合。この場合、投手は退いた守備者の打順を受け継ぐ。
- ② 投手が他の守備位置についた場合。
- ③ 代打者または代走が試合に出て、そのまま投手となった場合。
- ④ 投手が指名打者の代打者または代走者になった場合。
- ⑤ 他の守備位置についたプレーヤーが投手になった場合。
- ⑥ 登板中または新しく出場する投手を打順表に入れた場合。

《2023 年新規》

- ⑦ 二刀流選手が指名打者から投手以外の他の守備位置についた場合、それ以降指名打者の役割は消滅する。

(3) 指名打者ルールが消滅した選手の交代例

- ① 指名打者が守備についた場合（複数の野手が同時に交代）  
投手は代わった野手の打順に入る。複数の野手が代わった場合、投手はどちらかの打順を選択することができる。
- ② 投手が守備についた場合（複数の野手が同時に交代）  
投手は指名打者の打順に入るか代わった野手の打順に入るか選択できる。
- ③ 指名打者が一度も打席に立たない場合（相手の先発投手は交代していない）  
投手が守備位置についたり、他の野手が投手になったりして指名打者ルールが消滅した場合、指名打者は一度も打席に立っていないが交代することができる。